

議案第 号

宝塚市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について

宝塚市営住宅管理条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和4年（2022年）5月 日提出

宝塚市長 山 崎 晴 恵

宝塚市条例第 号

宝塚市営住宅管理条例の一部を改正する条例

宝塚市営住宅管理条例（平成9年条例第37号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項第9号中「含む。」の次に「以下この号ウ及び第9条第4項において単
に「被害者」という。」を加え、「ア又はイ」を「アからウまで」に改め、同号に次のよ
うに加える。

ウ 婦人相談所による被害者の保護に関する証明書が発行されている者その他これ
に類する者

第9条第4項中「配偶者暴力防止等法第1条第2項に規定する」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 号

宝塚市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について
宝塚市営住宅管理条例(平成9年条例第37号)新旧対照表

現行	改正案
<p>(入居者の資格)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次に定める者(以下「老人等」という。)のうち、前項第2号に定める条件を備えない者で、前項第1号、第3号及び第4号に規定する条件を備えるもの(その者の収入が第5項に定める額を超えない者に限る。)は、市営住宅に入居することができる。</p> <p>(1)～(8) (略)</p> <p>(9) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成13年法律第31号。以下「配偶者暴力防止等法」という。)第1条第2項に規定する被害者(配偶者暴力防止等法第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者を含む。_____)で次のア又はイ _____ のいずれかに該当するもの</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>3～6 (略)</p> <p>(入居者の選考)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 市長は、第1項に規定する者のうち、20歳未満の子を扶養している寡婦若しくは寡夫、<u>配偶者暴力防止等法第1条第2項に規定する被害者、引揚者、炭鉱離職者、老人、心身障害者又は生活環境の改善を図るべき地域に居住する者で市長が別に定める要件を備えているもの及び市長が別に定める基準の収入を有する低額所得者で速やかに市営住宅に入居することを必要としているもの</u>については、前2項の規定にかかわらず、市長が割当てをした市営住宅に優先的に選考して入居させることができる。</p>	<p>(入居者の資格)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次に定める者(以下「老人等」という。)のうち、前項第2号に定める条件を備えない者で、前項第1号、第3号及び第4号に規定する条件を備えるもの(その者の収入が第5項に定める額を超えない者に限る。)は、市営住宅に入居することができる。</p> <p>(1)～(8) (略)</p> <p>(9) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成13年法律第31号。以下「配偶者暴力防止等法」という。)第1条第2項に規定する被害者(配偶者暴力防止等法第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者を含む。<u>以下この号ウ及び第9条第4項において単に「被害者」という。</u>)で次のアからウまでのいずれかに該当するもの</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>ウ <u>婦人相談所による被害者の保護に関する証明書が発行されている者その他これに類する者</u></p> <p>3～6 (略)</p> <p>(入居者の選考)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 市長は、第1項に規定する者のうち、20歳未満の子を扶養している寡婦若しくは寡夫、<u>_____被害者、引揚者、炭鉱離職者、老人、心身障害者又は生活環境の改善を図るべき地域に居住する者で市長が別に定める要件を備えているもの及び市長が別に定める基準の収入を有する低額所得者で速やかに市営住宅に入居することを必要としているもの</u>については、前2項の規定にかかわらず、市長が割当てをした市営住宅に優先的に選考して入居させることができる。</p>